

令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 渡部 薫

被控訴人 中央区

第5準備書面

令和3年1月12日

東京高等裁判所第8民事部E係 御中

控訴人 渡部薫

控訴人は、1審のときに訴訟手続きに疎く、請求の原因について、十分な証拠証明ができていなかったと反省するものであり、改めて時系列で被控訴人の不作為行為について整理し、その主張を補充する。

また本件控訴審では、2019年5月29日までの届出手続きにおける被控訴人の不作為行為を証明するものであるが、2019年1月14日の届出を取下げのまでを一つの区切りとして、第4準備書面で、そこまでの損害を算出するとともに、取下げの義務がないにも関わらず取下げを強要されたことなどの不作為行為による損害、及び取下げ後の逸失利益については別途、本件とは異なる損害賠償請求訴訟を提訴するものであり、二重訴訟にならないことを明らかにしておく。

第1 請求の原因

1. 事件の時系列：2018年（平成30年）

控訴人=渡部, 被控訴人=中央区

5/6：【渡部】届出書を郵送で提出【甲第100号証】

5/8：【中央区】**当該機関が届出を収受し、届出の手続き上の義務の履行が完了**
【甲第101号証】 【甲第102号証】

5/30：【渡部】3週間も返信がない理由を求める

※届出を収受してから23日後

5/31：【中央区】ようやく返答あり、単なる届出なのに慎重に審議を重ねたと説明、また補正箇所について説明あり【甲第103号証】

6/1：【渡部】補正箇所について質問を返信【甲第104号証】

6/6：【渡部】届出のプロセスと基準、処理時間に関する透明性を確保するよう提言

6/8：【渡部】6/1の質問に対して1週間以上返答ないため6/15の施行前にどうするつもりかと問い合わせる【甲第105号証】

※問い合わせから7日後、届出から31日後

6/8：【中央区】区としての判断を慎重に下すべき事案と考えられると届出の趣旨を理解していない返答あり【甲第106号証】

6/12：【中央区】届出の拒否は、法令の定める形式上の要件とは異なる、被控訴人独自の基準①～④をその理由にあげ、一方的に住宅宿泊事業として届出受理とすることは難しいと、**届出に受理概念がないにも関わらず、収受した届出を拒否**【甲第107号証】

6/19：【渡部】中央区から一向に連絡もなければ届出拒否の法的な説明も証明もないため、どうするつもりか問い合わせる【甲第108号証】

6/21：【渡部】中央区役所職員は行法37条届出の受付義務を放棄し、職務責任を全うせず、届出者と届出住宅に欠格がない収受した届出の法令違反を証明せず、届出を却下せず、一方的に届けでは補正・修正できないものとして、届出手続きを放置し、届出者に対抗できない状態を作り出した。故に、渡部薫の届出の義務は完了した確認通知を送信
住宅宿泊業届出は、収受によりその届出の手続き上の義務を履行し、法令の定める形式上の要件の法令違反を証明せず、補正も修正もさせず、放置する手段を取ったため、法令の定める形式上の要件も満たしたものと確定【甲第109号証】

※問い合わせから15日後、届出から50日後

6/27：【中央区】X氏より届出を無効にした無効決裁証明書の提出を拒否し、届出の法令違反を証明もしなければ却下もせず、**渡部に対して届出を取り下げるよう義務のないことを命令した**【甲第110号証】

6/21：【渡部】届出を届出として他の自治体と同様に扱えと返信【甲第111号証】

※問い合わせから19日後、届出から63日後

7/10：【中央区】X氏から（届出者の無知につけ込み）**届出は受理しかねる**、という回答で、届出制を著しく侵害し、届出者を騙した【甲第112号証】

7/10：【渡部】届出には受理という概念がなく、到達した時点で義務を果たしたことになり、その不当行為について指摘、また形式上の要件の指摘の修正について、X氏はやり取りを拒否しており、6/21に届出が双方の合意のもと届出は完了したと通知済み、控訴人は、中央区が却下する権利を否定していないが、却下するなら責任者の捺印入の却下理由を書面で提出するよう求めており、法令違反があるなら届出を却下し、かつ届出書を返却するよう求めたが、X氏は無視し、**届出を放置した**【甲第113号証】

8/1：【渡部】届出から約3ヶ月が経過し、X氏による届出番号交付妨害による経済的損失もあり、最後通告

8/4：【渡部】総務課 総務係、法規係、情報公開係職員課 人事係区民生活課、総合相談窓口広報課、広報係に保健所職員X氏の住宅宿泊事業届の妨害行為・権利侵害等について調査・回答依頼を提出【甲第115号証】 【甲第116号証】

※問い合わせから44日後、届出から107日後

8/23：【【中央区】総務課のY氏より届出を無効にしたことは適正な対応だと（郵送で）回答あり。手続き過程に問題があると調査・回答再依頼したが、調査報告はなく、適正な対応の一点張りで、以後、届出が補正・修正できること及び、届出が法令違反の指摘がなく、却下されておらず、放置されていることから、届出の地位確認をするが、同様のことの繰り返し【甲第117号証】

8/23：【渡部】回答が限定されており、十分でないと返答

8/24：【渡部のスタッフ】何度も保健所のX氏を訪ねるも、理由もなくお引取りください一点張りで門前払い

8/25：【渡部】総務部すYに電話、これで終わりにするのかと確認したところ改めて調査し回答するとのこと

※問い合わせから13日後、届出から120日後

9/5：【中央区】保健所Xからメール（文書）で届出自体が修正・補正不可であり、届出自体を無効・拒否していると回答あり。届出の到達主義を否定し、届出に無効などの状態がないにも関わらず、控訴人を騙した不法行為。そして法令違反のない届出に届出の取下げ義務がないにも関わらず、届出を取り下げなければ届出は返却しないと控訴人を騙す。【甲第118号証】

9/8：【渡部】保健所に対して届出を無効にし、却下するなら公権力行使決裁者捺印入証明回答を求める。総務部にも未回答部分の回答を求める。【甲第119号証】

※問い合わせから6日後、届出から129日後

9/14：【中央区】X氏から届出は却下しない、届出を無効にした証明書も交付しない、届出も（渡部が取下げない限り）返却しない旨の回答あり、著しく届出制と届出者である控訴人を愚弄し、騙し続けた【甲第120号証】

9月：【渡部】中央区とこうした不法行為の追求をしている間に、中央区は、同一建物の102号室（合同会社NEO）に対して、住宅宿泊事業届出番号と標識を交付した事実を知り、中央区が控訴人に対して修正も補正もできない届出で、建物自体に欠格があるという理由が

不当であると確信【甲第121号証】

※届出から164日後

10/19：【渡部】東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟（民事）を起こし，1審は本人訴訟で法令にも裁判手続きにも素人でやり方もよくわからなかったせいか，まったくこちらの主張は通じず，棄却されたが，現在，控訴審で東京高等裁判所で審理中【甲第122号証】

※届出から173日後

10/28：【中央区】第三者であるC氏が新規に届出するが，渡部の届出があるため**渡部が届出を取り下げない限り，新規に届出を受領・受理できない，と第三者の届出の権利を妨害**し，控訴人の渡部が第三者（C氏と物件所有者）の権利侵害していると発言し，**渡部に届出を取り下げるよう圧力をかける指導**をした【甲第123号証】

この指導行為の意味するところは，**渡部薫の届出は，当該機関に到達し，収受したままであって，届出の（通知行為）の手続き上の義務が履行された状態である証明であって，やはり中央区は，届出に法令違反がなく，届出を放置し，渡部薫に届出を取下げさせようとする動機**が判明した瞬間である。

10/31：【渡部】届出の地位確認を通知し，第三者の届出の権利を妨害しようよう通告，及び，**職権濫用罪とその動機について立証**した【甲第124号証】

※問い合わせから5日後，届出から181日後

11/5：【中央区】X氏より届出の地位確認は拒否すると回答あり，犯罪動機が立証され，届出の取下げは，**義務のないことを強要された通知**【甲第125号証】

11/8：【渡部】被控訴人が職権濫用を隠匿するために取り下げを強要し，かつ届出が依然，当該機関に到達し，その手続き上の義務を履行済みであることを確認【甲第125号証】

11/30：【渡部】被控訴人の届出の取下げ強要に屈し，取下書（8届出のうち，C氏（届出するのはD）が届出したい部屋302号室の1通）を提出，ここに公務員職権濫用罪のすべての要件を満たすことを証明した【甲第126号証】

2019年

※届出から244日後

1/7：【中央区】から取下書を収受し，302号室の届出手続きを進めると連絡あり，同時に渡部薫の届出も返却するとしたが，未だに返却されず，**渡部薫の302号室の届出は当該機関に到達した状態で保管**されている。【甲第127号証】

1/7：【渡部】302号室の取下書は，中央区が第三者の届出の権利を盾に，本来なら控訴人の渡部薫の届出はその義務が完了しており，**取下げの義務がないが，中央区に脅され，取**

下げ強要させたと双方が認知した。【甲第127号証】

1/14：【渡部】C氏（D）の届出のおかげで、中央区が渡部薫の届出に不正を働き、その形式上の要件の答えはすべてわかったので、【届出を取下げ、届出の再現行為により、被控訴人らの不法行為を証明することにした】 【甲第128号証】

※令和元年(ネ)第4562号 国家賠償請求控訴事件の損害の算定期間はここまでである

※これ以後の被控訴人の不作為行為の損害と逸失利益を、本件損害賠償請求事件で請求する

※届出から258日後

1/24：【中央区】は302号室の届出番号と標識を交付し、中央区が控訴人らに**修正・補正ができないとする拒否理由は、虚偽の理由だと証明され**、かつ、中央区の言う法令の定める形式上の要件書面がわかったため、控訴人は以下の通り、すべてのパターンで、被控訴人のこれまでの主張が虚偽であることを、届出を再現することで証明することとした。

【甲第129号証】

※届出から280日後

2/15：【渡部】（取下げを強要された上で）新規に6つの届出の再現行為を行い、1つは取下げせず補正書面のみ提出【甲第101号証】 【甲第130号証】

【甲第100号証】2018年5月8日に收受した届出

【甲第101号証】2019年2月15日に收受した届出

であるが、届出名義人は同一人物で、どちらの届出も届出者及び届出住宅に欠格がない。被控訴人は【甲第100号証】の届出は、補正も修正できないと、その届出の法令の定める形式上の要件を満たさない【甲第107号証】と主張していたが、【甲第101号証】の201号室の届出【甲第100号証】は、新規の届出ではなく、修正・補正した届出であって、被控訴人の不正・不当・不作為行為が証明された。

【101】 渡部薫で届出→5/8收受 →2/15 届出の取下げの強要で届出の再現行為

【201】 渡部薫で届出→5/8收受 →**届出を取下げず**, 2/15 補正書面を提出

【202】 渡部薫で届出→5/8收受 →1/14 届出の取下げの強要で届出の再現行為

【203】 渡部薫で届出→5/8收受 →1/14 届出の取下げの強要で届出の再現行為

【301】 渡部薫で届出→5/8收受 →1/14 届出の取下げの強要で届出の再現行為

【302】 渡部薫で届出→5/8收受 →11/30届出の取下げの強要で届出の再現行為

【401】 渡部薫で届出→5/8收受 →1/14 届出の取下げの強要で届出の再現行為

【402】 渡部薫で届出→5/8收受 →**届出を取下げず**, 届出の義務は完了

2/26：【渡部】届出の再現行為の届出を受領したか確認【甲第131号証】

※届出から292日後, 再届出から12日後

2/27: 【中央区】 ようやく届出を受領したと連絡あり【甲第132号証】

2/27: 【渡部】 届出の再現行為の目的を透明性を持って中央区に認知させ, 201号室の届出は取下げず, 補正書面だけで, 中央区が届出をどう扱うか確認すると通知
【甲第132号証】

3/1: 【渡部】 再度, 届出の再現行為の目的を透明性を持って中央区に認知させ, 201号室の届出は取下げず, 補正書面だけで, 中央区が届出をどう扱うか確認すると通知
101号室は渡部名義の届出を渡部自身が取下げし, 新規に新たに届出の再現
201号室は渡部名義の届出を取り下げせず, 101と同じ届出書面に補正して提出
【甲第133号証】

3/3: 【渡部】 中央区長を含む, 中央区のあらゆる部門に, 中央区福祉保健部生活衛生課の不正を通告, 届出の再現行為の目的を周知【甲第134号証】 【甲第135号証】

※届出から301日後, 再届出から21日後

3/8: 【中央区】 ようやく質問に回答, 201号室の届出は, 2018年5月8日に収受したの
から補正手続きすると回答【甲第136号証】

3/8: 【渡部】 中央区の不法行為について回答【甲第137号証】

※届出から318日後, 再届出から38日後

3/25: 【中央区】 届出の再現行為で届出したすべての届出は, 補正できるものとして, 補正通知書を送る【甲第138号証】

※届出から383日後, 再届出から103日後

5/29: 【中央区】 届出の再現で届出した住宅宿泊事業届出の届出番号と標識を交付
101号室は渡部名義の届出を渡部自身が取下げし, 新規に新たに届出の再現
201号室は渡部名義の届出を取り下げせず, 101と同じ届出書面に補正して提出
【甲第139号証】 【甲第140号証】

2. 届出の手続き上の不作為行為

- (1) 控訴人は、2018年5月6日に、被控訴人の東京都中央区長宛に、住宅宿泊事業を（8通）届出をしたものである。住宅宿泊事業届出の届出は2018年5月8日に間違いなく当該機関である中央区福祉保健部生活衛生課生活衛生係に到達しており、被控訴人は届出を収受していることから【甲第100号証】、その届出の通知行為の事実行為を完了し、届出の手続き上の義務の履行した。
- (2) 【甲第117号証】被控訴人中央区総務部総務課長Yは、職員の行為が法令違反かどうか、次の通り回答している。ア) 渡部薫の住宅宿泊事業届出は、住宅宿泊事業法第2条第1項第2号の要件を満たしておりません。続けて、イ) 前項(1)の①の通知行為を完了させる手続き上の義務の履行は認め、②の真実の事項を通知するいわば実体的な意味における義務があり、渡部薫の届出は、②に反していると指摘した。
- (3) 加えて、被控訴人中央区のXは、【甲第118号証】で、現在の不備は、形式上のものではなく、上記要件「住宅宿泊事業法第2条第1項第2号」すなわち②の実体的な意味における義務に関するものであって、事後的に修正できる性質のものではないと指摘した。
- (4) 前項(3)の実体的な意味における義務に関する事柄は、【甲第107号証】の①②③④のことであり、【甲第107号証_2】で、被告が決裁した内容のことである。
- (5) まず、被控訴人は、控訴人の8つ届出すべてにおいて、①の通知行為を完了させる手続き上の義務の履行を認めるものであることから、行政手続法第37条届出に基づき、本届出を放置することは許されず、②を満たしていないのであれば、届出を却下する義務があり、それを怠った。
- (6) さらに、被控訴人は、控訴人に対して、届出は事後的に修正・補正できないものとしながら、届出者が欠格者で、届出住宅が欠格住宅であるとしたなどの、届出の法令違反を証明せず、届出を修正も補正もさせず、却下もせず、何もせず、そのままの状態を維持させ、控訴人に対して対抗できない状態に陥れた。
- (7) 被控訴人は、届出を却下もせず、そのままの状態を維持する行為を、正当かつ行政手続法上適法な行為と主張するが、届出の通知行為の義務を履行した届出を放置することは、行政手続法が許しておらず、不作為行為である。
- (8) 次に、②を満たさない理由として、被控訴人は、4つの理由を上げているが、これが不当な理由であることは、【甲第121号証】【甲第129号証】及び【甲第101号証】の被控訴人の定義する届出の受理行為によって、不当な理由であったことが、被控訴人の自らの行政手続法によって、証明された。【甲第139号証】【甲第140号証】
- (9) 被控訴人は、4つの理由そのものが不当であるに加え、事後的に修正も補正もできないとしながら、2018年5月8日に収受された【甲第100号証】の201号室の届出は、届出の取下げをしておらず、2019年2月15日に修正・補正書面を提出し、【甲第138号証】により、被控訴人からも補正手続きするよう指示があり、修正・補正したところ、【甲第101号証】の通り、2019年5月29日に、ようやく2018年5月8日に収受された201号室の届出が383日かかり（被控訴人の定義する）届出の受理があり、②の要件を満たしたことを証明した。【甲第139号証】

(10) 控訴人は、【甲第135号証】にある通り、被控訴人が正当な理由としてあげた届出の②の拒否理由をすべて届出の再現行為によって、不当な理由であったと証明した。

故に、被控訴人は、控訴人に対して、

- 虚偽の拒否理由と通知による届出の義務の完了を妨害し
- 適正な手続きなら20日程度で完了する住宅宿泊事業届出を最長383日と1年以上もその手続き行為を遅延させた行為であって
- ②の要件を満たしていないとしながら届出を却下せず、放置という届出者が対抗できない行政手続き上、最も卑劣な行為で、届出者と届出制を平然と愚弄した上で、それが適正な行政手続きだと開き直る行為であって

行政手続法第37条届出に著しく反し、地方公務員法第32条に反することは明らかであるから、被控訴人の不作為行為の確認を求める。

3. 届出の義務は完了していた

- (1) 前項2の通りであるから、控訴人の住宅宿泊事業届出8通は、2018年5月8日に当該機関である中央区福祉保健部生活衛生課生活衛生係に到達し、収受され、被控訴人が認める①の通知行為を完了させる手続き上の義務は履行した。
- (2) 被控訴人の言う②の真実の事項を通知するいわば実体的な意味における義務の定義する「法令の定める形式上の要件」は、すべて被控訴人が独自に定めた要件で、法令の定めのないものであり、不当なものであったため、その義務を、控訴人が完了することはできないのは当然であった。
- (3) 更に、控訴人は、①の通知行為を完了させる手続き上の義務の履行を完了したにも関わらず、被控訴人は、悪意を持って、控訴人が果たすべき、②の実体的な意味における義務の行為を、届出を永遠の放置するという控訴人が対抗できない手段によって妨害した。
- (4) 悪意の被控訴人が、①の手続き上の義務の履行後、届出を法令違反で却下せず、そのままの状態に放置することは、行政手続法が許していない不法行為であり、届出制に無知な善意の控訴人を騙し、②の義務を完了する機会を永遠に奪ったものである。

故に、被控訴人の行為は、地方公務員法第32条に反し、行政手続法第37条届出に著しく反した行為であって、控訴人が当然に持つ、②の法令の定める形式上の要件を満たす行為を、永遠に妨害したのだから、行政手続法第37条届出に基づき、控訴人の住宅宿泊事業届出は、2018年6月15日にその届出の義務を完全に履行し、完了したものであり、届出の効力を擁し、届出番号と標識の交付を得たものであるとの確認を求める。

第2 総括

以上の通り、被控訴人の住宅宿泊事業届出に対する不法行為と不作為行為は明らかであるから、控訴人は、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、その損害、及び慰謝料の支払いを求める。

東京高等裁判所第8民事部E係 御中
裁判長殿, 担当書記官殿

平素よりお世話になります。

先日は、小林弁護士と協議していただき、私の提出した第4準備書面をまとめ直し、被控訴人に反論の機会を与えた上で、判決を出す方向で最終調整したいとお聞きしました。

私、個人としても中央区がその不法行為を認めて、相応の責任を取る覚悟の和解案を飲むならよかったです。中央区があくまで自らの行政手続行為に不正はなかったと主張するのであれば致し方ありません。残念です。

さて、1審では私の主張はすべて棄却されたわけですが、その主な原因は、私のあまりに司法制度に対する無知から来ているものだという事は理解しております。司法判断が、法の根拠に基づく、弁論主義で、証拠主義であると学びました。本訴訟は2年以上続いているわけですが、私も少なからず、訴訟手続きについて学ばせていただきました。

答弁書及び準備書面の書き方はまだまだ改善と学ぶべき余地があるかと思いますが、1審の証拠書面はめちゃくちゃでしたので、改めて、この住宅宿泊事業届出で何が起きたのかを、法の根拠と証拠主義に基づき、弁論を書面にまとめ直しました。転送用の封筒も同封しますので、被控訴人に送付すべきかはそちらで判断ください。

小林弁護士が前回提出した第4準備書面は、損害のみに関してまとめるとお聞きしていますので、私の補完書面は、これで完了いたします。被控訴人にも、反論の機会を与え、司法判断を下していただければ幸いです。

なお、事前に木下書記官にお電話にて、二重訴訟にならないか相談させていただきましたが、それを判断するのは訴状を受け取った裁判所であるから、提訴における特段の制限はないとのことでしたので、

届出の取下げを強要され、かつ届出の再現行為で、中央区の不法行為を証明しなければならなかったことに対する（中間判決申立の内容の）損害賠償請求の件は、別途改めて、東京地方裁判所に提訴しますので、あわせてご報告とさせていただきます。

不手際が多い本人訴訟にも関わらず、裁判長のみなさまと書記官のご忍耐と無知な国民に寄り添っていただける裁判の進行に深い敬意と感謝を申し上げます。

渡部薫